

はじめに

わが国では少子高齢化が進んでおり、生産年齢人口(15~64歳人口)は1995年の8,726万人をピークに減少に転じている。当財団では四半期毎に行っている企業経営動向調査の中で、企業経営上の問題点を質問しているが、2020年4月調査以降、トップを「売上・受注不振」や「仕入原価の上昇」に譲ったものの、それまでの4年間は「人材・人手不足」が最も多かった。本年7月の調査においても42.6%の企業が「人材・人手不足」を企業経営上の問題点に挙げている。

国立社会保障人口問題研究所の中位推計では生産年齢人口は2056年には4,984万人と、5,000万人を切るまでに減少する見込みである。深刻な人手不足が予想されるなか、2019年4月に「特定技能」の在留資格が新たに設けられ、外国人労働者の受け入れ拡大が図られつつある。

本稿では、全国と対比しつつ、埼玉県の外国人労働者の現状を概観するとともに、今後を展望する。

在留資格と最近の動き

日本に入国・在留する外国人は、原則として、「出入国管理及び難民認定法(以下、入管法)」に定める在留資格のいずれかを有する必要があるが、在留資格は「居住資格」と「活動資格」に大別することができる。「居住資格」は、その外国人が「どのような身分であるか」に、「活動資格」は、その外国人が「何をするか」に着目した分類方法である。在留資格を就労の可否でみると、「居住資格」は就労を目的とする資格ではないが、その活動には制限がない。一方、「活動資格」は、就労できる資格と就労できない資格とに分かれ、就労できる資格であっても、行うことのできる業務が詳細に決まっている。日本では、専門的な技術、技能、知識を活かして就労活動を行う外国人の

●在留資格一覧

種類	就労	在留資格
居住資格	就労が認められる(活動制限なし)	永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者
活動資格	就労が認められる(活動制限あり)	外交、公用
		専門的・技術的分野 教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能
	就労の可否は指定される活動による	技能実習 特定活動
	就労が認められない ^(注)	文化活動、短期滞在、留学、研修、家族滞在

資料:出入国在留管理庁「2021年版 出入国在留管理」、「新たな外国人材の受け入れ及び共生社会実現に向けた取り組み」に基づき、当財団で作成

(注)「留学」、「家族滞在」については、資格外活動許可を受けた場合、一定の範囲内で就労が認められる

入国・在留以外は原則として認められていないためである。2019年4月に運用が始まった「特定技能」資格創設前においても、製造業で現場作業を行う外国人労働者を目にするのがあったが、これは「技能実習」として、途上国の産業発展支援のための制度の中で実施されているものである。また、同様にコンビニや飲食店で目にするのが多い外国人は、本来、就労が認められていない在留資格「留学」で在留し、一定の条件下で就労が認められる「資格外活動」の許可を得て就労しているものである。

外国人の就労状況については、厚生労働省および各都道府県の労働局が毎年、「外国人雇用状況の届出状況」を公表している。当該統計では、「専門的・技術的分野」、「特定活動」、「技能実習」、「資格外活動」、「身分に基づく在留資格」(前記の「居住資格」と同義)の5区分で外国人労働者数を公表している。

外国人労働者に関する法令の主な制定や改正としては、2009年に入管法が改正され、「技能実習」資格が創設された。技能実習では外国人の失踪など、さまざま問題が発生したため、2016年に「外国人技能実習法」が制定され、外国人技能実習機構による技能実習計画の認定など、適切な技能実習の実施を目的とする仕組みが設けられた。

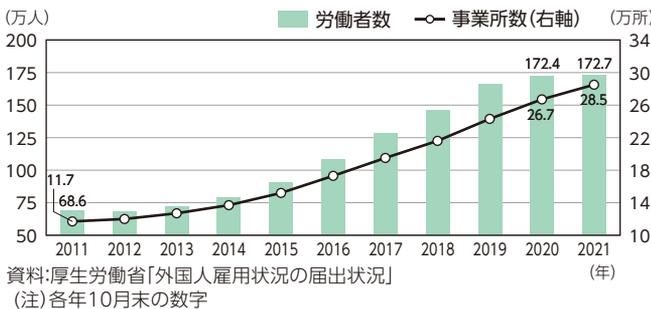
2018年12月には入管法が改正され、就労を目的とする「特定技能」資格が生まれた。「特定技能」は

真に受け入れが必要と認められる人手不足の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れるための在留資格で、1号と、より熟練した技能が求められ、在留期間の更新が可能な2号があり、1号は現在12の産業分野が対象、2号は建設と造船・船用工業の2分野があり、今後、業種の追加が行われる見込みである。

全国の外国人労働者の特徴

昨年10月末の全国の外国人労働者数は172.7万人と、2011年10月末の68.6万人から2.5倍に増加した。外国人労働者の受け入れ事業所については、2011年10月末の11.7万所が、昨年10月末は28.5万所と、2.4倍に増加した。

●外国人雇用事業所数・外国人労働者数推移(全国)



産業別の外国人労働者雇用事業所は、「卸売業、小売業」、「製造業」、「宿泊業、飲食サービス業」が多くなっている。

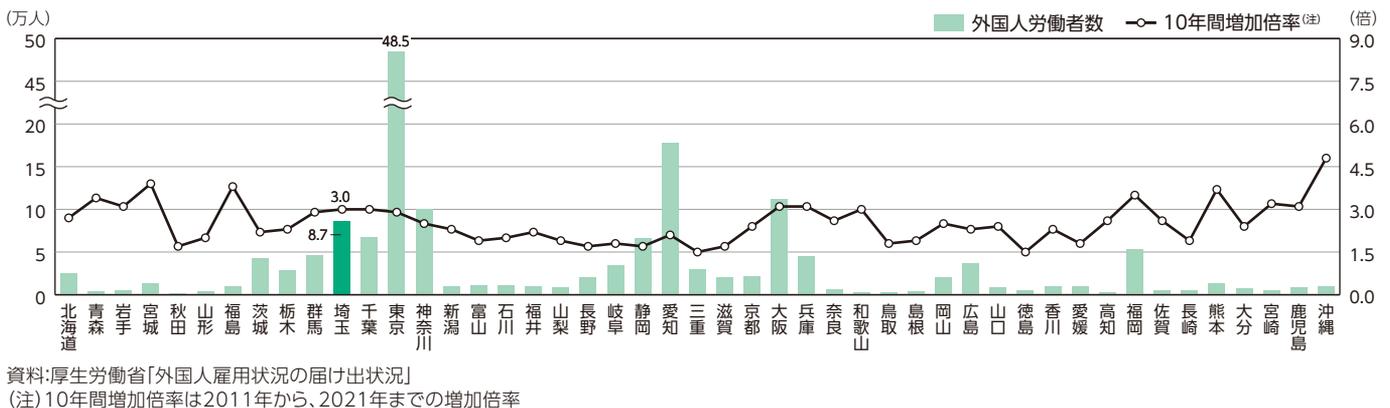
産業別の外国人労働者数は、「製造業」、「サービス業(他に分類されないもの、以下、「他非分類）」、「卸売業、小売業」が多くなっている。

在留資格としては、「身分に基づく在留資格」(以下、「身分資格」)が58.0万人(構成比33.6%)と最も多く、以下「専門的・技術的分野」39.5万人(同22.8%)「技能実習」35.2万人(同20.4%)、「資格外活動」33.5万人(同19.4%)、「特定活動」6.6万人(同3.8%)となっている。2011年との対比でみると、「身分資格」が1.8倍増であったのに対し、「特定活動」が11.1倍、「専門的・技術的分野」が3.3倍、「資格外活動」が3.1倍、「技能実習」が2.7倍と伸び率が高くなっている。「特定活動」が大きく伸びたのは、新型コロナウイルス感染拡大により、技能実習生や留学生等の帰国困難者等に対する雇用維持支援として、当該在留資格が付与されるなどの特殊要因によるとみられる。

国籍別では、「ベトナム」が45.3万人(構成比26.2%)と最も多く、次いで「中国(香港、マカオを含む)」39.7万人(同23.0%)、「フィリピン」19.1万人(同11.1%)などとなっている。国籍によって外国人労働者の産業別構成に違いがみられる。ベトナム、フィリピンは「製造業」、中国(香港、マカオを含む)は「卸売業、小売業」の構成比が高くなっている。

都道府県別にみると、外国人労働者が最も多く就業する都道府県は東京都48.5万人(構成比28.1%)

●都道府県別外国人労働者数と増加倍率(2021年10月末)



で、以下愛知県17.8万人(同10.3%)、大阪府11.2万人(同6.5%)、神奈川県10.1万人(同5.8%)、埼玉県8.7万人(同5.0%)となっている。

都道府県によって外国人労働者の在留資格の構成に違いがみられる。東京都、大阪府は「専門的・技術的分野」、愛知県、神奈川県、埼玉県は「身分資格」の構成比が高くなっている。

また、都道府県によって外国人労働者の産業別構成にも違いがみられる。東京都は「宿泊業、飲食サービス業」、愛知県、大阪府、神奈川県、埼玉県は「製造業」の構成比が高くなっている。

埼玉県の外国人労働者の特徴

埼玉県の外国人労働者が就業する事業所数は14,512所(構成比5.1%)で、東京都、愛知県、大阪府、神奈川県について全国5位となっている。

県内で就業する外国人労働者数についても86,780人(構成比5.0%)と、東京都、愛知県、大阪府、神奈川県について全国5位となっている。

埼玉県では建設業、運輸業・郵便業、製造業の外国人労働者の構成比が高く、外国人労働者の受入事業所・外国人労働者とも、県内全域に亘っている。

以下では、埼玉県の外国人労働者の特徴についてみていきたい。

①産業別の受入事業所

全国の構成比の高い8業種について、受入事業所

●埼玉県の外国人労働者就業事業所の産業別比率の全国比



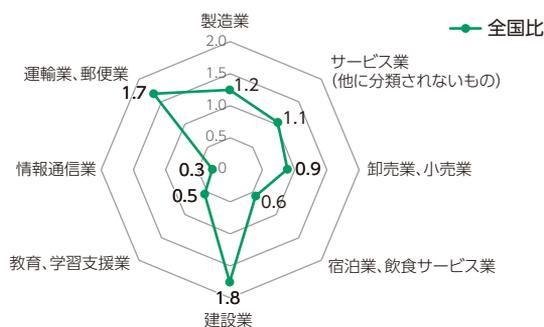
資料:厚生労働省・埼玉労働局「外国人雇用状況の届出状況」

の産業別構成比を比較すると、埼玉県は「建設業」の構成比が全国の構成比の1.7倍、「製造業」および「医療・福祉」が1.1倍と高くなっている。

②産業別外国人労働者数

同様に外国人労働者の産業別構成比を比較すると、埼玉県は「建設業」の構成比が全国の構成比の1.8倍、「運輸業、郵便業」が1.7倍、「製造業」が1.2倍、「サービス業(他非分類)」が1.1倍と高くなっている。

●埼玉県の外国人労働者の産業別比率の全国比



資料:厚生労働省・埼玉労働局「外国人雇用状況の届出状況」

③在留資格別

外国人労働者の在留資格別構成比を比較すると、埼玉県は「資格外活動」および「特定活動」の構成比が全国の構成比の1.2倍、「身分資格」が1.1倍と高くなっている。

④国籍別

外国人労働者の国籍別では、ベトナムが25,175人(構成比29.0%)と最も多く、次いで中国18,872人(同21.7%)、フィリピン12,676人(同14.6%)、ネパール6,419人(同7.4%)、ブラジル4,878人(同5.6%)等となっており、「フィリピン」および「ネパール」の構成比が全国の構成比の1.3倍、「ペルー」が1.2倍、「ベトナム」が1.1倍と高くなっている。

⑤地域別(外国人労働者の就業事業所ベース)

外国人労働者が就業する事業所の所在地域を、公共職業安定所(ハローワーク)の管轄エリアにより見ると、川口2,422所(構成比16.7%)が最も多く、以下、大宮2,287所(同15.8%)、川越・東松山1,700

所(同11.7%)、所沢・飯能1,385所(同9.5%)、草加1,308所(同9.0%)など、県内全域にわたっている。

外国人労働者が就業する地域については、川越・東松山16,782人(同19.3%)が最も多く、以下、大宮14,105人(同16.3%)、川口11,140人(同12.8%)、所沢・飯能7,646人(同8.8%)、熊谷・本庄6,959人(同8.0%)など、県内全域にわたっている。

● 埼玉県の地域別外国人受入事業所数、地域別産業別外国人労働者数(2021年10月末)

(所・人)

地域	外国人受入事業所数	外国人労働者数									
		全産業	建設業	製造業	情報通信業	卸売・小売業	宿泊業・飲食業	教育・学習支援業	医療・福祉	サービス業(他に分類されないもの)	その他
総数	14,512	86,780	9,683	29,181	977	10,303	5,898	2,008	3,337	14,900	10,493
川口	2,422	11,140	1,928	3,312	229	1,673	1,197	134	367	617	1,683
熊谷・本庄	1,093	6,959	366	2,543	38	434	219	316	296	1,750	997
大宮	2,287	14,105	1,373	3,899	66	1,798	1,280	267	793	2,887	1,742
川越・東松山	1,700	16,782	912	4,281	59	2,127	731	516	283	6,274	1,599
浦和	1,039	4,603	638	705	66	783	635	202	358	664	552
所沢・飯能	1,385	7,646	1,034	3,209	26	793	279	186	349	937	833
秩父	99	353	34	209	0	9	9	4	48	15	25
春日部	899	4,771	574	1,840	373	510	223	80	195	541	435
行田	551	3,696	291	2,219	2	265	97	10	139	400	273
草加	1,308	5,867	1,148	2,053	50	964	408	162	174	303	605
朝霞	818	6,876	740	3,480	34	444	407	87	139	265	1,280
越谷	911	3,982	645	1,431	34	503	413	44	196	247	469

資料:埼玉労働局「外国人雇用状況の届け出状況について」

(注)シャド一部分は各地域で最も多い産業。各地域の数字は公共職業安定所(ハローワーク)の管轄エリアを示す

地域毎の産業別構成については、多くの地域で製造業の構成比が高くなっているが、川越・東松山は「サービス業(他非分類)」、浦和は「卸売・小売業」の構成比が高くなっている。

「特定技能」の状況

2019年4月に新設された「特定技能」について、出入国在留管理庁の「特定技能在留外国人数」によりみると、全国の本年6月末の「特定技能」の外国人労働者数は約87,000人、埼玉県は約5,000人で、愛知県、千葉県に次いで全国で3番目に多くなっている。

● 埼玉県の「特定技能」産業分野別外国人労働者数(2022年6月末)

(人、%、倍)

	総数	介護	ビルクリーニング	船舶・航空運送業	建設	造船・船舶工業	自動車整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食料品製造業	外食業
全 国	87,471	10,411	1,133	17,865	8,492	2,776	1,220	79	160	11,469	1,050	29,617	3,199
構成比	—	11.9	1.3	20.4	9.7	3.2	1.4	0.1	0.2	13.1	1.2	33.9	3.7
埼玉県	4,991	670	56	516	950	1	98	0	1	150	0	2,345	204
構成比	—	13.4	1.1	10.3	19.0	0.0	2.0	0.0	0.0	3.0	0.0	47.0	4.1
対全国比	—	1.1	0.9	0.5	2.0	0.0	1.4	0.0	0.1	0.2	0.0	1.4	1.1

資料:出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数」

る。全国の「特定技能」対象産業分野における外国人労働者の構成比と比較すると、埼玉県の建設分野の構成比は2.0倍、自動車整備分野と飲食料品製造業分野が1.4倍、介護分野と外食業分野が1.1倍と高く、これらの分野では、「特定技能」の外国人労働者が果たす役割が大きいとみられる。

外国人労働者の今後

生産年齢人口が減少しているなか、すでに見たように全国的に外国人労働者は近年急速に増加してきた。今後のさらなる人手不足を踏まえて制度が始まった「特定技能」についても、全国で約87,000人を受け入れるなか、埼玉県では全国第3位となる約5,000人の外国人労働者を受け入れるなど、積極的な姿勢が窺われる。この先も人手不足には引き続き、外国人労働者の受け入れにより対応していくものとみられる。

外国人労働者の先行きの動向としては、外国人労働者の出身国が経済成長に伴い、賃金が上昇しつつあるとともに、他の先進諸国においても少子高齢化により人手不足が進展しつつあり、今後も外国人労働者が日本に来てくれるかという問題が挙げられる。

一方、国は、社会を構成する一員として外国人を受け入れていくという視点に立ち、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定、埼玉県も5か年計画において、「多文化共生と国際交流のSAITAMAづくり」を掲げるなど、外国人が地域社会に溶け込めるよう、対応に力を注いでいるが、受入が進んで環境が大きく変化した場合に、日本人住民の反応・意見に変化がみられることも想定される。

国や都道府県は、外国人労働者が地域社会で生活しやすいよう、引き続き受入環境の整備に努めるとともに、産業界の人手不足の状況と国民・住民の反応・意見の両方を踏まえた、細やかな対応が求められていこう。(太田富雄)